

西東京市優秀工事表彰実施要領

第1 目的

この要領は、西東京市（以下「市」という。）が発注した工事を優秀な成績で施工した受注者等を表彰することにより、受注者の施工意欲を喚起し、工事の品質及び適正な施工の確保を図ることを目的とする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第10号。以下「法」という。）第2条第1項に定める建設工事で、市が発注したものをいう。
- (2) 受注者 工事の請負人をいう。
- (3) 技術者 法第26条第1項の規定により置かれた主任技術者又は同法第26条第2項の規定により置かれた監理技術者をいう。
- (4) 受注者等 受注者及び技術者をいう。
- (5) 工事成績評価点 別に定める工事成績評定実施要領第4に定める評価点をいう。

第3 表彰の区分及び対象

この要領による表彰は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 優秀受注者表彰 工事を優秀な成績で施工した受注者を対象とする。
- (2) 優秀技術者表彰 前号の表彰対象工事の技術者を対象とする。

第4 表彰の方法

表彰は、毎年度に1回、市長が行うものとする。

- 2 表彰は、表彰状の授与をもって行うものとする。

第5 表彰の対象工事

表彰の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、表彰年度の前年度（以下「対象年度」という。）に完成した工事のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、市内に本店、支店、営業所等を有しない受注者が施工したものは、除くものとする。

- (1) 当初の契約金額が500万円以上であること。
- (2) 工事成績評価点（以下「評価点」という。）が85点以上であること。
- (3) 前2号に掲げる工事を施工した受注者が、対象年度において施工した工事の評価点の平均点が、対象年度における全工事の評価点の平均点以上であること。

第6 欠格事項

対象工事を施工した受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、これを表彰しない。

- (1) 対象年度の初日から表彰を行う日までの間において、西東京市指名停止基準（平成13年5月14日付13西総契第12号市長決裁）に基づく指名停止措置を受けたとき。
- (2) 対象年度及び対象年度の前年度において、64点以下の評価点の工事があるとき。

(3) その他表彰することが不相当と認めるとき。

第7 被表彰者の決定

契約課長は、第3の規定に該当する受注者等がいるときは、西東京市指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）に推薦するものとする。

2 委員会は、前項の規定により推薦のあった受注者等について、表彰の適否を審査するものとする。

3 被表彰者は、委員会において審査した結果に基づき、市長が決定するものとする。

第8 表彰の公表

市長は、表彰した受注者等の名称及びその対象となった工事の概要を市のホームページで公表するものとする。

第9 庶務

表彰に関する庶務は、総務部契約課において処理する。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行し、平成25年度に完成した工事から適用する。